

## 3分漫画(You Tube)で AEOを知ろう!▶



AEO制度 入門編動画



AEO制度の主旨、一般的なメリットについて分かりやすく解説します。

上記の動画は、  
税関チャンネルから閲覧できます

You Tube AEO

AEO制度 セキュリティ編動画



セキュリティ編ではAEO事業者に求めているセキュリティ確保について詳細に分かりやすく解説します。

検索 <https://www.youtube.com/user/mof>



Authorized Economic Operator Program

# AEO制度

認定事業者



AEO制度は  
国際物流における  
セキュリティ確保と円滑化の両立を  
目指します

制度について、詳しく知りたい場合は、  
最寄りの税関のAEO制度担当部門にお問い合わせ下さい。

税関イメージキャラクター  
カスタム君

■函館税関 ..... 0138-40-4254	■神戸税関 ..... 078-333-3071
■東京税関 ..... 03-3599-6343	■門司税関 ..... 050-3530-8312
■横浜税関 ..... 045-212-6125	■長崎税関 ..... 095-828-8801
■名古屋税関 ..... 052-654-4169	■沖縄地区税関 ..... 098-862-9291
■大阪税関 ..... 06-6576-3391	

税関HPのAEO制度の説明も、ぜひご覧下さい。

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

税関 AEO

検索



2023.04



# AEO制度は

- 国際物流におけるセキュリティ確保による**国民生活の安全・安心の確保**
- 貿易の円滑化による**国際競争力の向上**

を目指しています。

## AEO制度

## 利用するには

物流に関する業務について、

税関手続等に関する法令（関税法等）の遵守

法令違反の未然防止に努め、また、法令違反が発生した場合に適正な連絡・再発防止策が講じられる体制

取扱貨物の安全の確保

貨物に「盗難・すり替え・差し込み」  
がされない体制

を整備して頂く必要があります。

## AEO制度 背景

平成13年(2001年)の同時多発テロ(米国)を契機に



の両立を  
目的として  
導入された

**官民パートナーシッププログラム**です。

## AEO制度 概要

貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に  
対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。日本は、平成  
18年(2006年)に導入し、これまで700を超える事業者が参加。

**対象事業者** 輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者



**AEO制度は、現在、  
世界90以上の国・地域  
において導入されています。**

## AEO制度 効果

税関は、AEO事業者に対して、以下の通り、簡素化・迅速化した税関手続を提供

輸出入通関において、審査・検査が  
軽減され、リードタイムの短縮及びコストの削減が可能

貨物の国内到着前に輸入許可を  
受け取ることが可能（輸入手続）

輸入貨物の引き取り後に納税申告を行なうことが  
可能（輸入手続）

貨物が自社倉庫等にある状態で  
輸出許可を受けることが可能  
(保税運送手続)

運送ごとの保税  
運送承認が不要  
(保税運送手続)

貨物の蔵置場所に  
関わらず、いずれの税関長に  
対しても輸出入申告が可能

新たな保税蔵置場等を設置する  
場合、税関の許可が不要（税関への届出のみ）

税間に届け出た  
倉庫等における  
保税地域許可手  
数料が免除

等 その利便性の  
向上が期待されます。

## AEO制度

## 利用者の声

社内の情報連絡・共有が進み、また、各種業務の  
手順化により業務の正確性が向上した。

確実な税関手続／貨物管理が履行できる事業者  
として、荷主にPRでき、契約面で有利に働いた。

貨物の輸入について、貨物の引き取り後に一括で納税申告を行なうことができ、その際の担保負担が軽減された。



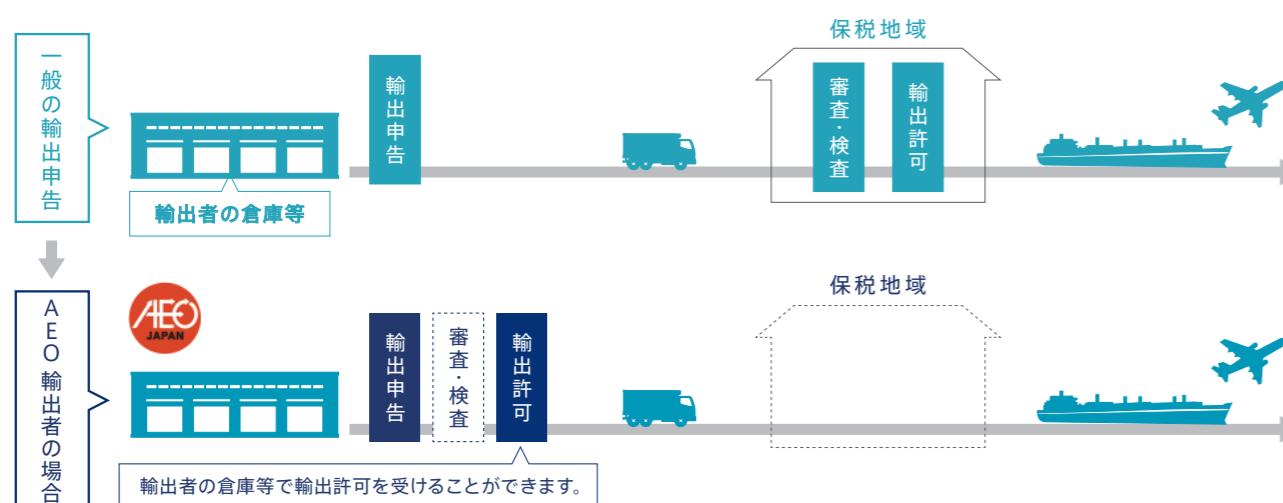
自社貨物の物流についての予見性が  
高まり、リードタイムの短縮、在庫減少等によりコスト削減に繋がった。



社員の法令遵守・セキュリティ意識が向上し、  
社内管理の一層の効率化に繋がった。

### AEO 輸出者になると

輸出貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)



### AEO 倉庫業者になると

一般の保税蔵置場

AEO 倉庫業者の場合



メリット

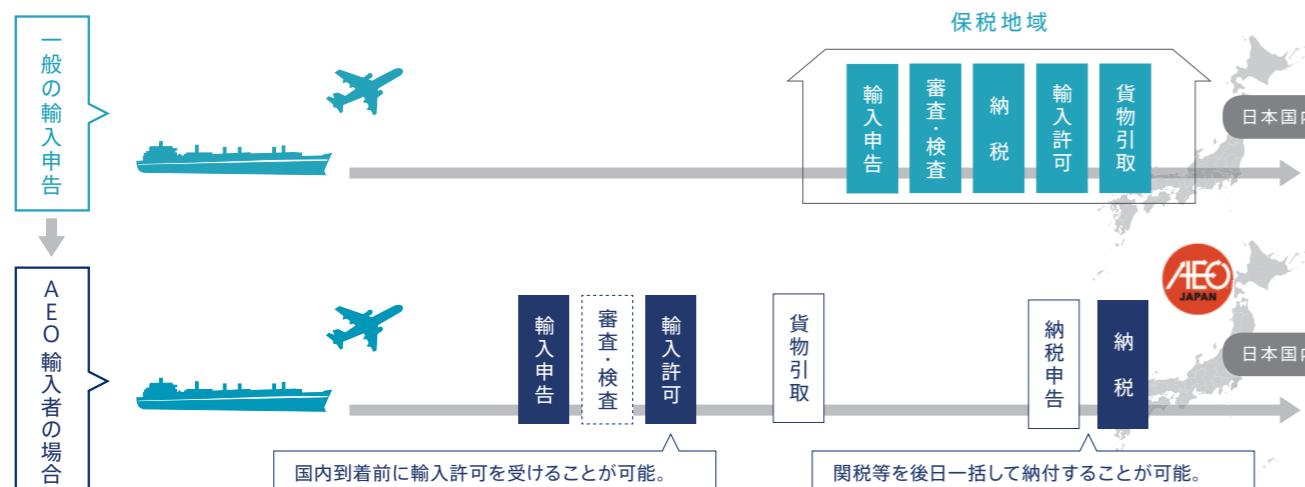
- 設置の期間は6年を超えないもの
- 保税蔵置場等の設置に税関長の許可が必要
- 各々の許可は、都度の更新が必要
- 許可手数料の納付が必要
- 一定期間ごとに税関検査

- 承認の期間は8年
- 税関長へ届け出ることで設置が可能
- 各々の届出は、更新が不要
- 許可手数料が免除される
- コンプライアンスを反映した税関検査の軽減

### AEO 運送者になると

### AEO 輸入者になると

輸入貨物を保税地域に搬入することなく、輸入申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)



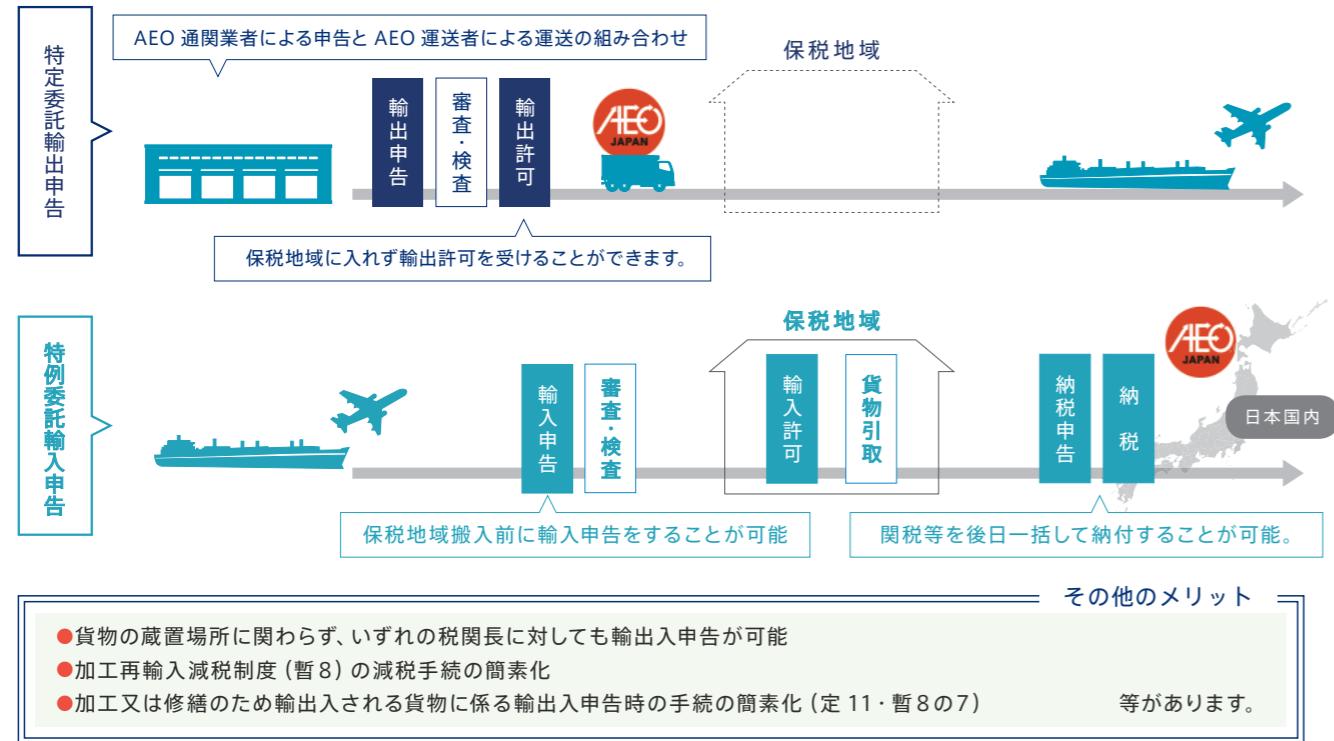
### AEO 製造者になると



- 保税地域に搬入することなく輸出申告を行い許可を受けることが可能
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能

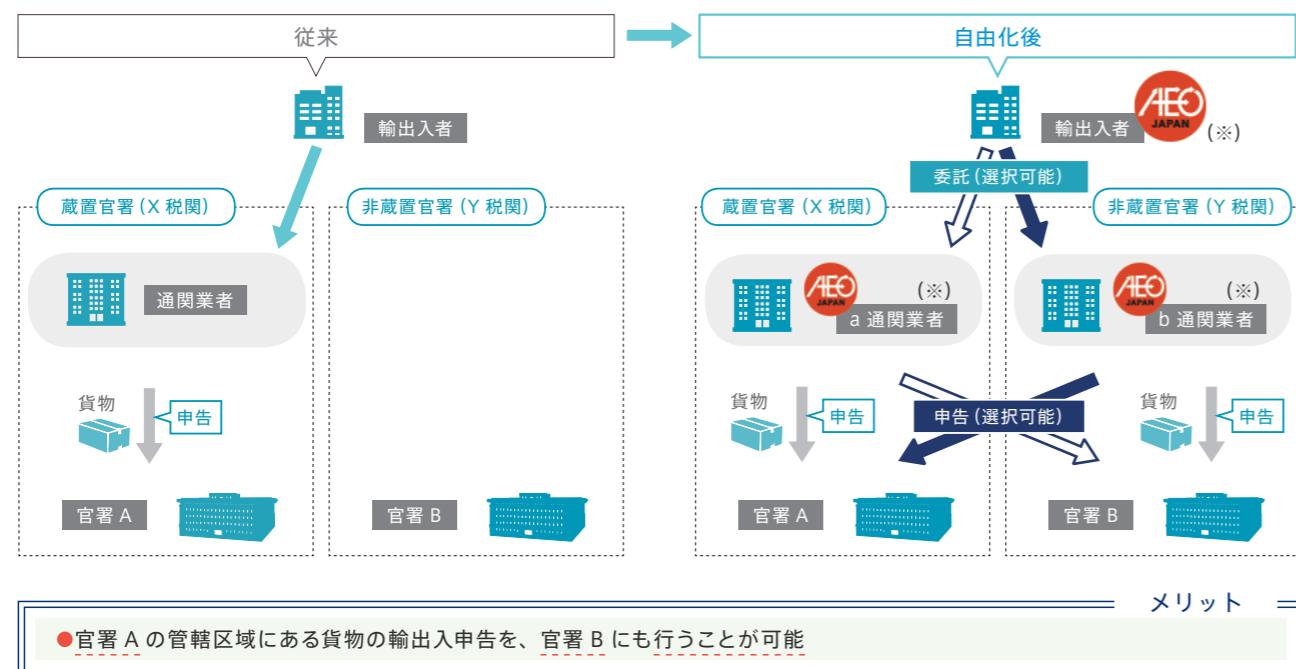
## AEO 通関業者になると

特定委託輸出申告及び特例委託輸入申告が可能となります。  
(下図参照)



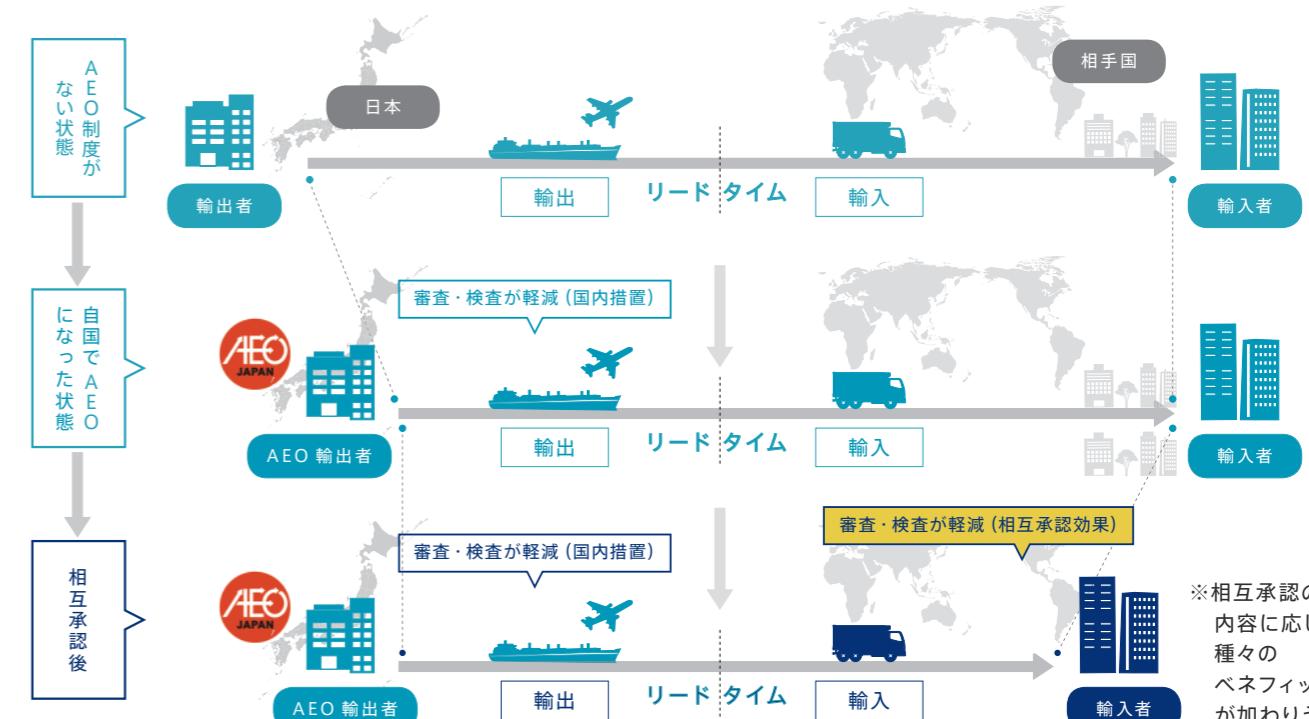
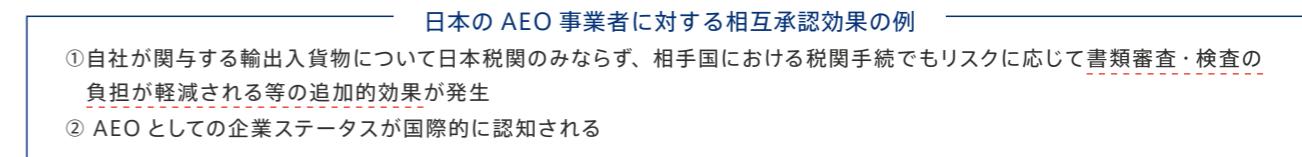
## 輸出入申告官署の自由化

AEO 輸出入者、AEO 製造者及び AEO 通関業者については、  
いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能



## 海外の AEO 制度との連携（AEO 相互承認）

AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度及び AEO 事業者を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指す相互承認が各国で結ばれています。相互承認を結ぶと事業者にとって、以下の効果があります。



## AEO 相互承認の状況

我が国税関も以下の 13 の国・地域と相互承認を行っており（令和 5 年 4 月現在）、それ以外の国々とも協議等をすすめています。

